



バス棚倉分会不当労働行為救済申立を支持する東京バス2分会連帯声明

2019年11月11日、JR 東労組水戸地方本部は2018年11月11・12日にバス棚倉分会において発生した「脱退強要の不当労働行為」に対し、個人2名の連名で東京都労働委員会に「不当労働行為救済申立」を行い、受理された。

2018年3月30日から突如始まった会社による前代未聞の不当労働行為は、今も職場で巧妙に行われている。東京の職場では元分会長と書記長に理不尽な強制転勤がかけられた。組合員は不安を抱えた中での乗務を強いられ、小さなミスが増加し重大事故が後を絶たない。営業職場では、社員登用試験を控えた契約社員や若い組合員を狙い撃ちにして、「お前は今の組合に対してどう考えているのか」「抜けるなら今だぞ」「社員登用試験に影響が出るかもよ」「よく考えたほうがいい」といった脱退強要が横行し、「会社はこんなことを平気でやってくるのか」と不信感が蔓延している。ターミナル職場はチームワークで成り立っている。これまで築き上げられた仲間同士の絆や安全第一の職場風土が崩壊しかねない極めて深刻な問題だ。

止まらない不当労働行為の根絶を目指し、JR バス関東本部は申17号を申し入れ、団体交渉を行ってきた。会社回答は、一連の発言の一部は認めたものの「本人に不当労働行為の意志がないので不当労働行為ではない」「不当労働行為の認定は第三者機関が行うもの」と当事者意識が欠如した内容だ。中央本部は「11・15中央執行委員会見解」で「この回答こそが職場のたたかひの成果である」「第三者機関の活用を否定するものではないが、組織運営を逸脱した行為は認めない」としているが、不当労働行為は手を替え品を替え猛威を振るい、止む気配が全くない。職場でのたたかひ、団体交渉のみでは限界があり、解決策は見出せない。中央本部は組織運営や機関運営、大会決定違反ばかり強調しているが、脱退策動に耐えている仲間を救うには、同時並行的に第三者機関を活用したたたかひを推し進めるべきだ。東京地本に結集するバス2分会は、救済申立を行った水戸地本と2名の組合員の判断を断固支持する！自らの人生をかけて切っ先に立つ決意をした仲間を孤立させてはならない！ジェイアールバス関東独特の「何でも言い合える職場風土」を取り戻し、組合員と家族が安心して生活ができるよう、不当労働行為救済申立の全面勝利に向けて組合員と共に最後までたたかひ抜くことを明らかにする！

JR バス関東本部は18春闘においてストライキ権を確立しておらず、議論したことすらない。にも拘らず不当労働行為が止まないことは、一部管理者の「今の脱退は親会社からの圧力」との発言から明らかのように、JR 東日本会社とジェイアールバス関東会社が不当労働行為という犯罪行為に手を染め、一体となって公然と行われてきた証左である。

事実、バス業界の中でも不当労働行為救済申立を行った長崎バスは3年、西武観光バスは2年で救済命令が出されている。リムジンバス労働組合や朝日新聞社なども東京都労働委員会に救済申立を行い有効活用しており、新聞報道やネットニュース、SNS などを通じて広く報じられ、世間からも注目を集めている。救済命令を出された会社は信用を失い、社会的にも制裁を受けることになり、謝罪文を掲出するだけでは済まされない。

私たち東京バス2分会は、先輩達が築き上げたジェイアールバス関東会社を健全な企業へと戻し、安全で安心して働きがいのある職場とお客様から信頼されるバス輸送を目指して、東京地本、水戸地本、バス関東本部、そして全ての仲間と連帯してたたかひ抜く決意である！

あったことを無かったことにはできない！企業犯罪を許さない！バス組合員、全組合員の皆さんに改めて訴えて、バス棚倉分会不当労働行為救済申立を支持する東京バス2分会連帯声明とする。不屈の精神で正論を貫き、最後まで諦めず共にたたかひ抜こう！

2019年12月 9日
東日本旅客鉄道労働組合
バスセンター分会・バス東京分会

東京のバス2分会が棚倉分会・水戸地本と連帯する見解を発出しました
起ちあがった仲間と連帯してたたかひ抜こう！